

住宅フランチャイズ加盟店について

R7.5.7

No	質問	回答
1	補助対象外となる中小工務店の「住宅フランチャイズに加盟しているもの」とは、どのような契約が該当しますか。	他の事業者（ハウスメーカー等）が本部となり、本部の商品、商標及び営業・販売に関する経営ノウハウをパッケージ化し、 <u>同一のイメージのもとに商品の販売を行う権利</u> が加盟店に与えられる事業契約が該当します。
2	ボランタリー加盟店契約は補助対象外になりますか。	ボランタリー加盟店契約であっても、住宅フランチャイズと同様に、他の事業者（ハウスメーカー等）が本部となり、本部の商品、商標及び営業・販売に関する経営ノウハウをパッケージ化し、同一のイメージのもとに商品の販売を行う権利が与えられる事業契約の場合は、「住宅フランチャイズに加盟しているもの」として扱い、補助対象外になります。 なお、交付申請案件が「住宅フランチャイズに加盟しているもの」としての工事請負契約ではないことが確認された場合は、「住宅フランチャイズに加盟しているもの」と扱いません。
3	会社は本社と支店で構成され、一部の店舗のみフランチャイズ加盟店契約をしている場合、フランチャイズ加盟店契約をしていない店舗が請負契約をする案件は補助対象外になりますか。	一部の店舗のみ「住宅フランチャイズに加盟しているもの」に該当する場合は、交付申請案件ごとの判断とし、「住宅フランチャイズに加盟しているもの」としての工事請負契約と確認された場合は補助対象外となります。
4	自社の商標（例：〇〇工務店）で新築住宅の設計施工を請負う案件もありますが、フランチャイズ加盟店契約もしている場合は補助対象外になりますか。	交付申請案件が「住宅フランチャイズに加盟しているもの」としての工事請負契約と確認された場合は補助対象外となります。
5	建材購入のみの加盟店契約をしている場合は補助対象外になりますか。	他の事業者（ハウスメーカー等）が本部となり、本部の商品、商標及び営業・販売に関する経営ノウハウをパッケージ化し、同一のイメージのもとに商品の販売を行う権利が与えられる加盟店契約に該当する場合は、補助対象外となります。
6	建築工法の技術に関する加盟店契約をしている場合は補助対象外になりますか。	